

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	太田 美和		
書記	中山 直子	書記	五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	石川 和男

管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	藤木 義和
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	竹下 健一	こどもみらい課長	………	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号4番。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

4番、丸山康夫です。今回の一般質問も町の課題を整理し、しっかり掘り下げるとともに、これまで以上に宇美町の未来に明るい日差しが差すことにつながるような質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問は、宇美町の農業問題にスポットを当て、持続可能な農業の推進を、農業者がやる気を持てる政策をと題して行いますので、よろしく願いいたします。

本町では、有害鳥獣による農作物被害や農業者の高齢化による担い手不足が深刻化しています。農業者の高齢化も深刻で、後継者も育てていかないと宇美町の農業はあと10年も持たずに衰退してしまうのではないかと心配しております。そんな農業の先行きを見据えて、平成28年に宇美町食育・地産地消推進計画が策定されました。計画がしっかり進められることを切に願っています。

第2次計画が令和3年3月に策定されましたが、本計画をしっかり実行できれば農業者が未来に希望を持つことができ、やる気を持てるのではないかと考えています。

それでは、最初の質問に入ります。本町の農業従事者の推移はどのようになっていますか。直近10年間の農家の個数、農業従事者の数、専業と兼業の割合、平均年齢等の推移について回答

を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

まず、このデータにつきましては、農業センサスのデータを用いまして回答をさせていただこうと思っております。

2025年が直近の農業センサスでございますので、直近でデータが出ているのは2020年ということになりますので、2020年のデータを用いて回答をさせていただきます。

農家件数でございますが、農業経営体は74戸、過去10年の推移を見ますと約22%の減少をしております。専業と兼業の割合は兼業農家の割合が多く、直近10年で全体の80%から93%に増加をしております。

平均年齢につきましては、統計で確認はすることができませんでした。2020年の農家戸数は74戸、2015年が92戸、2010年は95戸となっております。専業と兼業でございますが、2020年は専業が5戸、兼業農家が69戸、2015年が専業が20戸、兼業が72戸、2010年は専業18戸と兼業が77戸となっております。

年齢につきましては、やはり、高齢化が進んでいるのではないかと推察はしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

どんどん質問を重ねていきたいと思っておりますけれども、次に、本町の農地面積の推移についてお尋ねします。

宇美町では農地もかなり減ってきていると思います。直近10年間で農地がどれだけ減って、実際に耕することができる農地の面積はどれほどなのか、実際に耕されて農作物が生産されている農地面積の推移について回答をしてください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

同様に農業センサスのデータを用いてお答えをさせていただきます。

農地面積及び耕作をしている、営農をしている面積は農林業センサスの農地経営面積になります。農業従事者の減少に伴いまして過去10年間のデータの推移を見ますと、24%ほど減少を

しております。2020年の農地面積は82ヘクタールありますが、この中には畦畔であったりあぜ等も含まれて、自己所有の農道も含まれておりますので、実際の経営面積でいきますと56ヘクタール——2020年は56ヘクタール、2015年は68.1ヘクタール、2010年は74ヘクタールと年々減少をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

次に、本町の空き農地の推移についてお尋ねします。

農地として登録されているにも関わらず、実際に耕作されていない空き農地の推移、また耕作放棄扱いとなっている農地の面積についても回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

農地の利用計画において、一時的なことも含めまして農作物を栽培していない、いわゆる自己保全管理地につきましては、水稻作付実施計画書のデータから直近3年間では14ヘクタール前後となっております。

2023年は14ヘクタール、2022年が13.5ヘクタール、2021年は14.3ヘクタールで、ほぼ14ヘクタールほどが自己保全管理地となっております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

続きまして、本町の農産物の出荷状況についてお尋ねします。

私も以前、本町の農産物の出荷状況の調査に携わったことがありました。そのときに、あまりの出荷総額の低さに唖然とした覚えがあります。宇美町の農産物の出荷状況について、米と米以外の農産物に分けて回答してください。できましたら薬草の販売額これも併せて回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

宇美町のお米の出荷状況、農作物の中で9割がお米が生産されているわけですが、宇美町のお米の出荷状況ですが、まず個人で売買されている農家の方もいらっしゃいます。大部分がJA粕屋に出荷をされ、近隣の町と同一の箇所に、カントリーというところなんですが、集荷を

され、集荷をされたお米に関しましては、粕屋産米という形で取り扱われ市場に流れていくということになります。

宇美町で栽培されているお米以外の野菜ですけれども、農家のほうが直接出荷をされていますので、出荷販売の実績に基づきまして産地交付金が交付されますので、その集計でいきますと、令和5年度は産地交付金対象者が13名、交付金額が23万3,900円、対象作付面積は441.94アールでございます。

水稻の作付面積で、福岡県、JAが出しております反収を掛けた場合に、令和5年度の実施面積につきましては51万1,438平米、51ヘクタールほど。想定の数値ですけれども、238トンが米として栽培されているのではないかと。

薬草販売につきましては、宇美町薬用作物生産部会が直接、業者のほうに卸されておりますので、金額等については、私のほうでは把握しておりませんので御理解いただければと思います。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今までの質問で、あらかた宇美町の農業の実態というのが明らかになってきたんじゃないかなと思います。やはり食物自給力の観点から見るとかなり低いですね。日本の平均よりもかなり下回っているんじゃないかなと思います。また空き農地も結構あるんですね。その空き農地の利用促進、これが今後の課題になってくるんじゃないかなとも思いますけれども。

次の質問に移りますが、先ほど触れました宇美町食育・地産地消推進計画についてお尋ねします。

計画を読んでも、毎年5月に昨年度指標とそして評価と見直しを行い、11月に当該年度の間接評価を行うと記述されています。私もホームページ上に評価と見直しの結果が載せてあるだろうと思って探してみましたが、どうも掲載された形跡はないようです。

そこでお尋ねしますが、宇美町食育・地産地消計画の進捗管理の現状はどのようになっていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

食育・地産地消計画でございますが、令和5年4月の機構改革によりまして農林部門が都市整備課に編成をされております。機構改革前からコロナ禍の影響により、地産地消推進計画の事業及び会議がほとんど見送られた状況となっております。それに伴いまして総務建設常任委員会への報告が遅れている状況となっております。

ホームページの掲載につきましては計画期間の途中でありますので、計画期間の最終年度であります令和7年度の末に掲載することについて今、関係課と協議をさせて進めていきたいというふうに考えております。

現状を踏まえ、事業の内容の検討も含めまして検討する必要があるという認識を持っております。できるだけ早い時期に調整をいたしまして、総務建設常任委員会のほうに報告できるように努めてまいりたいと考えております。

現在、令和6年度の事業の状況を確認して、年末に向けて宇美町食育・地産地消計画会議が諮られるように調整を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

確か、いろんな計画があるんですけど、それをただ計画を作るだけっていうのが今、宇美町でかなり見受けられるんですよ。この地産地消計画についても作っただけと、それに関する進捗管理も十分に行われない、それだとやはりだめじゃないかなと思いますので、今回、この指摘を受けてしっかり検証、見直し、そういったところもきちんとやっていただく、これが大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて、本町の有害鳥獣対策の現状についてお尋ねしますが、初めに、有害鳥獣の捕獲頭数の推移どうなっているのでしょうか。直近5年間の有害鳥獣の捕獲頭数を種類別に報告してください。捕獲の方法は、箱わなのかくりわなのか、あるいは鉄砲なのか。また、委託事業者も含め、どういった方々が捕獲されているのか。地域別や年齢なども答えられる範囲で結構です。回答を求めます。

また、委託事業も出しているんですけども、委託費が1回いくらかかっているのか、1頭捕獲するにあたっていくらかかっているのか、この辺りまで回答していただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

捕獲頭数でございますが、捕獲の推移については個体の出産状況とか、そういったものによって大きくばらつきがございます。最も捕獲が多いのがイノシシ、過去3年の平均でいきますと約90頭捕獲をされております。直近の2023年でいきますとイノシシが68頭、アライグマが1頭、鹿が4頭。2022年でございますけれども、イノシシが109頭、アライグマが4頭、それから鹿が1頭。2021年がイノシシ95頭、アライグマが1頭。2020年がイノシシ

78頭、アナグマが1頭でございます。2019年はイノシシが34頭ということで、直近の推移を見ますと2020年ごろから鹿が獲れるようになってきたということが特徴的であると思います。

それから捕獲方法でございますけれども、捕獲方法については、宇美町猟友会による有害鳥獣の捕獲方法でございます。箱わな及び銃で捕獲を行っております。くくりわなの捕獲は行っておりません。委託事業者も含めということですが、有害鳥獣の捕獲については、主に宇美町猟友会が対応をいただいているところです。

箱わなの管理地区は、障子岳地区で3名、四王寺地区で1名、炭焼地区で1名、原田地区が1名と、銃による捕獲が9名となっております。うち3名が重複をされておりますので、御理解をいただければと思います。箱わなの管理地区に猟友会会員がいない地区については、宇美町が委託をしております事業団等では有資格者が対応をするようにしております。

宇美町猟友会の構成員は全12名、平均年齢が67歳、最年少は33歳で最年長は79歳となっております。委託料につきましては、年間45万円を支払いをしております。捕獲に要する経費については、あくまでも単純計算となりますけれども、2023年の年間委託料を捕獲の頭数73頭で割りますと1頭当たり6,100円となるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

続いて、どんどん質問したいと思いますけれども、有害鳥獣捕獲に対する1頭当たりの報酬、どうなっているのかお尋ねしたいと思います。これに加えて報酬の原資、また報酬の総額、いくらの方にお支払いいただいたのか、重複すると思いますけれども回答してください、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

有害鳥獣に対する捕獲は、捕獲の対象により金額が異なっております。イノシシ及び鹿の成獣1頭当たりは7,000円、イノシシ及び鹿の幼獣やアナグマ等は1頭当たり1,000円となります。これらの報酬につきましては、原資は国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しております。

支払いに関しましては、宇美町から宇美町猟友会に捕獲報酬金額と年間捕獲委託料の45万円をまとめてお支払いをしております。ちなみに2023年度は83万円ほど捕獲報酬をお支払いをしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

イノシシが成獣7,000円、アライグマなど中型の有害鳥獣が1,000円、1,000円で
すね。あまりに少なすぎるんじゃないでしょうか。先ほど、アライグマはですね6頭捕獲したと、
3年間で、言われましたけれども、この金額だと捕獲しようという気すら起きませんし、捕獲頭
数の少なさの要因というのはここにあるんじゃないかなと思っています。

結構いるんです、アライグマ。私もさきやかながら家庭菜園をやっていますけど、毎朝キュウ
リとかトマトを取りに行くと、もうかじられた跡がいっぱいです、食い散らかしてますね。まさ
にアライグマだろうと思っていますけれども。この件に関しては、後ほど深掘りさせていただ
うと思います。

次に、捕獲した鳥獣の活用についてお尋ねしたいと思います。

宗像市では捕獲したイノシシや鹿の加工場、市が設置しています。ジビエの加工場で適切に処
理した肉を道の駅で販売されていますが、これがなかなかおいしいと評判ですね。宇美町でもジ
ビエ加工所の設置はできないかいつも考えております。宇美町単独では維持するコストもかか
ると思いますけれども、近隣の須恵町や篠栗町、久山町、あるいは太宰府市、大野城市、筑紫野
市でも相当数、捕獲されているようです。共同運営も可能じゃないかなと思いますし、補助制度
なんかもあるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか、お考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今、御紹介をいただきました宗像のほうでは、処理加工施設を造られておるようです。聞き取
りをさせていただいて、宗像と福津、岡垣の2市1町で広域的な運営をなさっているようでござ
います。捕獲計画では4,000頭を捕獲するというような計画となっております。

一方、糟屋地区内といいますか、糟屋郡猟友会の範囲内でいきますと、令和5年度のデータで
ありますけれども、糟屋郡の近隣4町で捕獲されたイノシシの頭数は287頭でございます。ま
あ宗像には到底及ばないというところではございますが、新宮町でいきますと、イノシシでいき
ますと47頭、久山町では101頭、篠栗町で48頭、須恵町で23頭、宇美町68頭の
287頭というところになります。

ジビエにということ言われていますけれども、宗像のほうにちょっとお尋ねをさせていただ
いて、造った経緯というのがやはり残渣の処理、もしくはその処分方法に困ったというところか
らどうも作成をされているようでございます。こういったものにつきましては、郡内のほうで情

報共有を図りながら情報収集をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

なかなか287頭ではというところなんですけど、先ほど言ったように筑紫地区とか結構獲っているんですね。そういった本当の広域といったところで設営なんかも今後ぜひ検討していただけないかなと思っているところです。

そういった加工場を設置できれば、その肉をふるさと納税の返礼品として出荷できるんじゃないかなと思います。ジビエ、ふるさと納税で検索してみると結構な数、ヒットするんですね。他の自治体ではそういった取組も行われております。

ほかにも宇美町では食品加工業者もありますけれども、なかなか難しいと思うんですけどね、それらの業者と業務提携することはできませんか。併せて回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

都市整備課と連携をしておりますけど、今の御質問につきましてはシティプロモーション課から回答をさせていただきたいと思います。

議員からもありましたように、私も宇美町に、お名前は申し上げませんが、食肉、大きな加工業者もございますので、そちらにもちょっとお尋ねをしましたところ、実際ジビエの処理といいますのは、農水省のホームページにも載っておりますけど、通常の当然肉とは違って工程が非常に多くなっております。それを実際に処理する施設につきましては、私が聞いたところの加工業者では、やはり1億以上の費用投資がかかるということで、今現在の設備では無理だと、実際だから別の施設を造ってやるしかないということでございまして、そういうかなりの投資額がかかりますので、当然丸山議員が言われたように単町では無理だと思いますので、有害鳥獣駆除の関係町で協議会等も作られておりますので、そちらのほうで情報を共有して、こういう方策も取れないかというので1つの議題に挙げることはできるかと思っておりますので、そのように研究はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

なかなか難しい課題が多いということは分かりましたけれども、ぜひいろんな協議してみて、そ

こで結論を導き出すということもできるかと思えます。ぜひ協議を進めていただけたらなと思っております。

これから一番大事なことをお尋ねしますけれども、処理に対する行政のサポート体制を充実できないかお尋ねしていきたいと思えます。有害鳥獣の捕獲は多くは箱わな設置ですね。箱わなは置いているだけでは捕獲できません。毎日巡回して餌やりを行わなくてははいけません。そして、箱わなで捕獲したら殺処分しないといけませんですね。大型のイノシシだと殺すのも大変ですし、運び出すのも一苦勞です。中型だと箱わなごと水没させて殺します。しかも殺した後がさらに大変なんですね。深い穴を掘って埋めなくてははいけません。スコップで掘るのは本当に大変なんです。1頭埋めるだけでも半日がかりになりますね。

また、アライグマは狂犬病をはじめ厄介な病原菌に感染している可能性が高いことで知られています。狂犬病は、感染したら致死率100%なんです。そんな危険を冒しながら、ほとんどボランティアで行っていただいています。報酬が1,000円ですからね、ボランティアなんです。

先ほど報酬の原資についてお尋ねしましたが、町費からはほとんど拠出していないんですね。町費からの拠出を増やしていけば1頭当たりの報酬を増やすことは可能になるんじゃないでしょうか。

私は妥当な線として、ウリボウだと最低で1万円、中型から大型にかけては3万円程度、中型のアライグマや狸やアナグマだとやっぱり最低2万円程度が妥当じゃないかなと考えています。それは、やはり作業の時間もかかる、手間もかかる、そういったところを踏まえての話ですね。

報酬の引上げを検討されませんか。回答は担当副町長にお願いしたいと思えます。御自分でこれらの作業に従事する、こういったことに思いをめぐらせていただき、回答していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

有害鳥獣捕獲に対する報酬の引上げについてお答えさせていただきます。

有害鳥獣の捕獲報酬額の私的見解については、この場での発言は控えさせていただきますが、捕獲に必要な積算根拠について少し述べさせていただきます。

平成31年度に林野庁国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室が有害鳥獣捕獲等の事業積算マニュアルというものを作成して掲載されております。そのマニュアルを用いまして、歩掛かりの構成と内容について御説明させていただきます。

捕獲事業に係る労務単価は、公共工事設計労務単価を準用し土木一般世話役、特殊作業員、普通作業員の3職種としております。

土木一般世話役におきましては、事業が適切に実施されるよう、事業の実施に係る安全管理体制の確保や従事者に対する研修を実施する責任者として事業全体を総括し監督する権限を有する者、捕獲狩猟に応じた狩猟免許の資格を有していることが条件であり、捕獲に係る安全管理、技能に関する高度な知識を有する者とされております。

特殊作業員におきましては、捕獲使用に応じた狩猟免許を取得しており、捕獲に係る安全管理、技能に関する高度な知識を有し、銃、わなを用いて捕獲に従事する者とされております。

普通作業員におきましては、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給仕、捕獲個体の搬出など、捕獲等に随行する補助作業員及び事務的作業に従事する者となっております。

また間接費といたしましては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成されており、一般的には諸経費の部分に当たるものでございます。

歩掛かりにおいては、捕獲事業の分類に応じて、それぞれの従事者を組み合わせて直接人件費及び間接費を算出することとなっております。

今後につきましては、林野庁の有害鳥獣捕獲等事業積算マニュアルなどを参考にしながら、今後の推移を見守るとともに、地域の実情に応じた形に合わせていくことも検討していかねばならない時期に来ているものではないかと思っております。

最後に、宇美猟友会及び実施隊の皆様に対し、年間を通した捕獲活動により農作物の被害防止のみならず、生活環境の不安払拭に御尽力をいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

いろいろ難しいこと言われましたけどね。正直言って今の報酬じゃ、やる人出てこないですよ。早急に見直し、必要な分は町からきちんと出す、これを実際にきちんとやっていただきたいなど、そうしないと後でとんでもないことが起こりますよ、あとそれも言いますけどね。

もう一点聞きたいと思えますけれども、大型のイノシシや鹿は、ジビエとして加工できるんですけど、小型のイノシシや中型の有害鳥獣、殺処分した後が大変なんですね。この処分を町が受け入れることはできませんか。道路で猫や狸、ひかれた場合は業者に回収していただき、一旦冷凍保存した後に、ある程度数がたまったら殺処分を委託していますね。有害鳥獣に関しても、水没させて殺処分した後は一旦冷凍保存して、ある程度たまったら焼却処分お願いすることも可能ではないかと思いますが、実行できませんか。これを行うだけでも負担は大きく減ります。考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

道路でひかれた猫等の分ですけれども、こちらは環境課が実際に実施をしております。環境課に確認をさせていただいたところ、道路でひかれた猫等の死骸につきましては、議員がおっしゃるとおり、環境課で契約を行っている委託業者に引き取りをお願いして焼却をさせていただいております。

死骸の多くが猫のため、猫を基準に契約を行っているところです。また契約業者はペットを火葬する業者でありまして、小さいものでいけば小鳥から大型犬が対象となっている業者です。イノシシにつきましては、小型のウリボウ程度であれば対応していただけるので、引き取りは可能じゃないかというところで回答をいただいております。大型のものにつきましては、委託業者の対応は難しいので引き取りは困難だということです。もし環境課で引き取ることとなりました場合には、止め刺しを行っていただいて、環境課に連絡をしていただいて衛生センターへ搬入をしていただくということになろうかと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

何とかできそうですね。ぜひそこをやっていただいて捕獲していただいている方の負担を少しでも減らしていく、ここから始めるということも大事じゃないかなと思います。よろしく願います。

これだけイノシシをはじめとする有害鳥獣が増えてきています。有害鳥獣の捕獲は、農業を守ることだけではなくて住民の安全を守ることに直結しています。いつ人が襲われても不思議ではない状況が続いております。アライグマも見た目はかわいいんですけども、先ほど言ったようにどんな病原菌を持っているか分かりません。子どもたちが触ろうとして引っかかれたり噛みつかれたりするということが懸念されています。悠長なことは言ってもらえないですね。早急に手を打たなくては本当に大変な事故が起こるかもしれません。ぜひ、その辺も踏まえて有害鳥獣対策をしっかりやっていただきたいと思っております。

さて、地産地消といえば生産者の名前が貼ってある農作物を地元のスーパーとか、あるいは道の駅で買い求めるということを想像します。しかしながら、宇美町の農家の方々の名前が貼っている農作物、なかなか見かけられませんね。宇美町産の農作物どこに行けば買えるか、これ教えていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

こちらに関しましては、JA粕屋に聞き取りを行いましたところ、宇美町産の農作物は基本的にはJA粕屋を通して販売をされております。具体的には須恵町にありますAコープ須恵店、及び粕屋町にありますイオンモール福岡店で糟屋郡産として購入することは可能のようでございます。また、町内でいきますと神武原二丁目にありますジョイントたんぽぽ市場等では、宇美町の個人の農家さんが直接の出店をされているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

宇美町の農作物が地元のスーパーとか、たくさんスーパーあるんですね、そういったところで気軽に買える、そういったことが今後必要になってくるんじゃないかなと。そこに行政がどれだけサポートしてあげられるのか、これからの課題になってくると思います。よろしく願います。

次の質問に入りますけれども、宇美町のふるさと納税の返礼品に、宇美町産の農作物を出していただくと農業振興の起爆剤になってくるんじゃないかなと思っております。宇美町の返礼品の人気商品として、福岡県産品のあまおうがありますけれども、残念ながら宇美町では生産されていません。持続可能な農業を推進していくためには、ぜひふるさと納税の返礼品にあまおうに限らず、宇美町産の農作物を取り入れていくことが大切であろうと考えています。

また、最近スーパーや小売店から米が消えた、米の品薄について頻りにニュース等で報道されております。宇美町の中山間地は、水もよくおいしい米が収穫できるとお聞きしております。減農薬や有機栽培などの付加価値をつけていくと返礼品の主力にもなるんじゃないかなと、こう思っております。最近、やる気あふれる農家の方もおられるとお聞きしております。ぜひ多くの農家の方々とともに本気で取り組んでいただきたいと願っています。

そのためには新規就農者の支援制度をはじめ、いろんな補助制度の活用もできると思いますが、ぜひふるさと納税の返礼品充実の観点から、今後の方向性を担当副町長にお示しいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

ふるさと納税の返礼品に宇美町の農産物を出品することについての御質問でございます。私から回答させていただきます。

まずは、ふるさと納税の返礼品の出品につきましては、宇美町の多くの事業者様にそれぞれの特徴や強みを生かしながら返礼品の開発に取り組んでいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。現在、町内外合わせて65の事業者様に御登録をいただき、675品目の返礼品を出品しておりますが、宇美町の農産物に限っては1事業者1品目、お米のみの取扱いとなっております。

御質問のとおり、ふるさと納税の人気商品である福岡県産品のあまおうについては、宇美町では生産されておられません。宇美町の農産物の約9割が水稻栽培となっております。お米を例に挙げますと、生産されたお米は生産者の自己消費からJAの出荷、生産者独自の個別の契約の3つに分離されます。

ふるさと納税の返礼品とするには、一定の品質と在庫、数量の確保が必要となってまいります。宇美町は兼業農家が大多数であり、在庫の確保が非常に難しい状況にあって、その他の農産物についても出品には多くの課題が存在すると思われまます。

また、補助制度の活用に関しましては国の農業施策補助金を活用する場合、ハード整備に係る補助金、例えば、機械購入の経費やハウス設置等については農業振興地域であることが条件とされているものがほとんどであり、宇美町は対象となっております。ソフト面では補助対象となるものもあり、宇美町では新規就農者に対する青年就農給付金交付要綱も設けております。過去に1名が申請されましたが、1年足らずで離農されております。販路の確保や日々の農産物の管理と生計を立てていくには、なかなか厳しい状況であったと推察をしているところでございます。

これまで述べましたように、宇美町の農産物をふるさと納税の返礼品とするには多くの課題があるように見受けられるため、長期的な施策となることが予測されます。新規就農者のPRも含め、一つ一つの課題解決に向けて生産者をはじめ、ふるさと納税を所管するシティプロモーション課、また農業施策を所管する都市整備課と連携・協力しながら、商品開発ができるような取組を調査・研究していきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ぜひしっかり検討していただきたいなと思っております。

続いて持続可能な農業の推進にあたっては、やはり生産者と消費者の双方の顔が見える農業の推進というのが大事になってくると思います。以前、一般質問で、宇美町の有機栽培で育てた農作物を学校給食に取り入れることができないか、提案したことがありますけれども、その後、全く進展がないどころか、やはり後退していますね。ぜひ地場産農作物を学校給食で活用することを再度、提案したいと思っております。子どもたちにとっても安全で安心な食の推進につながり、宇美

町食育・地産地消推進計画に盛り込めば王道の事業になるんじゃないかなと思っています。全国各地の自治体でこの取組は広まっております。同じお金を払うなら、学校給食センターの食材を購入するよりも波及効果というものはかなり大きくなってくると思います。教育長の考えをお示しく下さい。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

丸山議員のほうからは、令和2年12月議会で、有機・無農薬食材を学校給食に取り入れてみてはというテーマで一般質問をいただいているというふうに思います。その折、学校教育課から年間185回の給食のうち10から15回程度、さんさん21の野菜を使用していること、食の安全性と安定供給という観点から選定基準を満たす業者が出てきたときには、宇美町物資選定委員会に諮って協議することを回答していたというふうに思います。

現在、さんさん21は、人手不足を理由に残念ながら選定業者から外れられておられます。選定されてある給食物資納入業者の中には、宇美町内の業者もあります。JAが仲介して宇美町産の野菜を納入しています。納入量は限られますが連携しているところでございます。

今の時代に生きる子どもが、食の自立、食の選択にかかる力を身につけるよう、また会食を楽しめるよう、学校や地域社会で環境を整えることはとても重要であるというふうに考えております。特に、地域の農業を知り、地域の安全な農作物を積極的に摂取することは、地域に愛着を持つ意味でも地域の産業を活性化する上でも大切な営みです。食で顔の見える環境を作ることは、感謝の心を育む意味でもとても大切というふうに考えております。食に関する指導は、給食時間や家庭科等の時間を中心に学校教育で行われるものです。

現在、小麦等の穀物が値上がりしていたり、先ほど、議員もおっしゃられました米不足が深刻したりする問題があります。給食にかかる費用が高くなかなかたり、給食食材の量や価格について安定供給を可能にするものであったりするなら、地産地消の食に関する指導は積極的に行うべきというふうに考えております。

第2次宇美町食育・地産地消推進計画は、令和7年度来年度までというふうになっています。地産地消の推進の中に学校給食での地産地消の取組が施策として現在でもうたっています。この施策はしっかりと推進してまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ぜひ進んでいくことを切に願っているところでございます。

次に、町民農園についてお尋ねします。現在の町民農園、2か所のみとなっていますね。1区画も狭いですし、できれば現状の倍ぐらいの広さが欲しいという声も聞こえております。町民農園を拡充するにあたっては障害も多いと思いますけれども、耕作されていない農地も多く見受けられます。町民農園に生まれ変わらせることで皆さん喜ばれるんじゃないでしょうか。町民農園の拡充にぜひ重たい腰を上げてみませんか。担当副町長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

まず初めに、現在の町民農園の利用状況ですが、今年度の5月に3年に1度の抽選会を実施したところ、町内2か所で合わせて52区画のうち定員割れにより4区画が空き区画となって利用されていない状況でございます。

御質問にあります現状で営農されていない農地については、農地所有者から水稻栽培を他の農業者に作っていただけないかなどの相談があれば、農業委員を通じて借り手農家を探し、借り手と貸し手の双方の合意の上で、空き農地を水田工作等の農地として活用をしております。

また土地所有者の事情で耕作されていない農地については、荒廃しないように、農業委員さんによる農地パトロールにおいて現地を確認して、土地所有者の方々へ指導及び助言等の御協力をいただいているところでございます。

空き農地の町民農園の活用については、各校区にあることが理想的な配置であろうと思われませんが、農園を満たすだけの利用者を確保できるのかといった問題や、何といたっても農地を提供していただける農地所有者の理解、及び地域の方々の協力があるの施策になると思っております。

また、農地法や農業委員会もあることから、御意見を賜りながら参酌させていただき、調査・研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

何か前向きの答えがなくて残念なんですけれども、ぜひ、本当にしっかり検討していただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

今回、総務建設常任委員会では、小都市に防災に関する視察研修に行くんですけれども、小都市は宝満川がたびたび氾濫し、商業施設が水没する等の被害が頻発しております。そうしたこともあり、防災に対する意識が非常に高い自治体でもあります。農業が盛んな自治体でもあり、河川の氾濫を抑制するために農地を平地ダムとして活用する取組を始められました。今年12.7へ

クータルで田んぼダムを試験的に実施されており、事業効果として、小学校のプール約34杯分の雨水を一時的に貯める効果があると、ホームページで紹介されています。

このように防災機能としても有益である農地を、今後どう残していこうと考えているのか、町長に道筋を示していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

御質問幾つかいただいておまして、先ほど来、出ております宇美町の農業をどうにかしたいという議員の思いであろうというふうに思っています。ふるさと納税の返礼品の話も出ましたが、例えばですけど障子岳米であるとか原田谷の米であるとか、そういうブランディングができないのかというふうなことを調査しましたけれども、先ほど答弁しておりますように、なかなか量が足りていないということでございます。

そういったこともあります。御指摘のとおり農地は一時的な貯留機能を有していることから、防災機能の役割があるということも認識しております。都市計画マスタープランでは、田園と里山に包まれた良好な田園居住地として土地利用を維持する方針が定められており、その具体的な施策として、令和6年6月定例会において、宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の御議決を頂いたところでございます。そして、令和6年の10月1日から施行されることとなっております。

条例の中では、マスタープランの方針に沿って、宇美東校区及び原田校区において良好な環境を形成・保持することを目的に、特定用途A（田園居住）地域の設定を行っております。

農業施策のハード面においては、農業関係者で構成される水利組合の協力を得まして、梅雨時期にはため池の水位を下げ、貯留機能を持たせる取組を町全体で行っております。

また、防災機能も兼ねた農業用ため池の調査を平成31年度から継続的に実施し、改修が必要なため池は、国や県の補助金を活用しながら、計画的に整備をしているところでございます。

さらには、河川氾濫による浸水問題や内水氾濫の対策として、大雨警報や台風等による降雨が予想される場合は、河川内の井堰を事前に倒して降雨時の河川水位の上昇を軽減させる取組を実施しております。

ソフト面におきましては、後継者不足や高齢化等の問題から耕作できなくなった農地の利用集積を促進し、認定農業者制度や農業用機械等の購入を補助する農業振興推進事業補助金の活用を進めてまいります。

また、営農条件が悪い山間部に面した農地については、農業施策の1つと上げております宇美町薬用作物生産部会を主体とする薬用作物の栽培を促進することで宇美町の現状に合った農業政

策を推進しているところでございます。

農は国の基という言葉があります。意味は文字通り、農業は国の物事の基礎、土台であるということでございます。私もそのとおりであるというふうに思っていますし、丸山議員の質問を聞いておりますと思いは同じであろうというふうに思っております。

農業関係者の御理解、御協力をいただきながらでございますが、農業政策の推進、良好な環境の形成、保持、やはり農業を行っている方々と話して、できることはできるというふうな、できないことはこういう理由でできない、いろんなことにチャレンジしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ぜひ、しっかりした農業推進というのは、やはり町をしっかり守っていくということだと思っているんですね。つながっていくと思いますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

宇美町役場では、農業の推進、忘れられているかもしれませんが、今回、質問を行う上で担当課だけではなくて、多くの部署と関係をしており横断的な対策が必要であろうと、これ痛切に感じました。食育・地産地消推進計画も今後しっかり評価・検証を行い、適切な運用を行っていくことを願い、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時49分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号4番。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、職員の待遇改善でやる気アップを、将来を見据えた人財の確保と育成に向けてと題し、行います。

私は、町行政に運営にあたっては、町職員は貴重な人財であり宝物であると考えています。ここでいう人財の財は財産の財であり、材料の材ではありません。

全国の自治体で若者の公務員離れが深刻化し、受験者の減少に加え大量の離職者が出ている自治体も見受けられます。埼玉県は、2022年に35人が早期退職し、直近5年間の早期退職者は100人を超えています。市は、職員の待遇改善につながるような給与の見直しを検討していくとしています。背景に毎日、市に対する苦情が700件、怒鳴られ謝罪、新人すぐに辞めていく、待遇面でもボーナスが下げられ、退職ドミノにつながっているという分析結果も見受けられます。

戸田市のラス指数は県内の平均値を若干下回っているものの、98.8とそれなりの数字は出ていますね。地域手当も10%確保されています。後ほど明らかにしますが、宇美町の職員の待遇よりかなりよいと思われます。ただ、特に若手職員の離職が目立っており、せっかく育てた若手職員の離職は市にとっても大きな痛手になっているようです。

宇美町でもこのような負のラスパイレースに陥ってしまう前に、将来を見据えた人財の確保と育成に向けて、早め早めの職員の待遇改善などの手を打つとともに、職員のやる気やモチベーションをアップさせ、離職を防いでいくことが町民の福祉増進につながるのではないかと、これが2つ目の質問の趣旨でございます。

それでは、質問に入っていきますけれども、まずは、本町の職員待遇に関する質問を行ってきたいと思います。

本町のラスパイレース指数値と福岡県内の自治体及び福岡都市圏の自治体並びに全国との数値の比較、これどのようになっていますか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

ラスパイレース指数につきまして、令和5年4月時点での指数でお答えさせていただきます。

本町のラスパイレース指数につきましては95.8で福岡都市圏17市町中の13位となっております。また、政令市を除く県内58市町村中44位でございます。それから、全国の町村の平均につきましては96.3でございますので、本町はそれよりも0.5ポイント低い数字となっております。

なお、地域手当を補正した後のラスパイレース指数につきましても、当町は95.8でございます。福岡都市圏では16位になり、県内では47位となります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

低いですね。次の質問に移ります。これ、明確な数値として示されているものですが、

本町と福岡都市圏の自治体の給与比較として、大卒初任給はどのようになっていますか。隣の志免町と比較しても、大きな差があったと思いますが、在職5年、10年の値についても合わせて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

令和5年4月1日付の大卒初任給の一般行政職につきましてお答えをいたします。

宇美町は、17万5,300円に対しまして、近隣の志免町、須恵町、篠栗町、粕屋町、これにつきましては、いずれも18万5,200円となっております、9,900円の差がございます。

また、大学新卒の在職5年、10年ということもございますが、公表されております資料が職員の経験年数別、学歴別の平均給料月額で回答させていただきますが、公表されている数値が経験年数10年、20年となっておりますので、そちらで回答させていただきます。いずれも一般職の大卒でございます。経験年数10年の場合を近隣の先ほどの4町と比較した場合に、須恵町は本町よりも3,700円、粕屋町は本町よりも9,580円高く、これは経験年数20年の場合は、いずれの町も本町よりも1万8,500円から3万6,400円高くなっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

大分差が開いているようですね。さて、宇美町には職員組合がありませんね。組合がなければ給与の引き下げに関しても、もちろん議会の承認は必要なんですけれども、職員の意見も聞かずに執行部の裁量で実施できますし、以前もそのようなことが行われた経緯がございます。関連して、県内で組合に入っている団体の割合、どのようになっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

組合の関係でございますが、まず、全日本自治団体労働組合、自治労ですね。このホームページで確認いたしましたところ令和6年5月28日現在で、県内の60市町村の自治労への加盟率は93.3%、60団体中の56団体でございました。

また、自治労には加盟していないものの、組合がある自治体を含めると98.3%、59団体が組合を持っているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

続いての質問に入りますけれども、宇美町役場でも定年まで在職せずに離職する職員が増えてきている気がしております。せっかく育った若い職員が離職されるのは、町にとっても大きな痛手になり持続可能な行政運営にも支障が出てくるのは明らかでございます。

お尋ねしますが、過去10年間の離職者の推移どのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

御質問の趣旨から依願退職者の推移についてお答えをいたします。

平成26年度から令和3年度までの8年間で依願退職者は総数が21名、年度平均すると2.6名で、最も多い年は、令和3年度で6名が退職されております。

また、ここ2年間、一昨年が3名、昨年が2名の5名となっております、この5名のうち20代での依願退職者は2名となっております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まだ何とか食い止められる範囲かなとは思っていますけれども、今後の推移というのは非常に心配されておるところでございます。

あと職員採用についてお尋ねしますが、職員採用に関して、有能な職員をそれだけ確保できるか、これが勝負になってくるわけなんです、当然ながら受験者数は多いに越したことはなく、たくさんの方に受験していただきたいと願っております。

お尋ねしますが、採用試験の応募総数、そして採用者数の推移はどうなっていますか。できれば、近隣町との比較もお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

試験区分、受験者資格、年齢区分など異なりますけれども、過去5年間の推移を、採用者数と合わせてお答えをいたします。

まず平成31年度でございますが、応募総数は112名に対しまして採用人数が8名。和2年度は応募総数が83人に対し5名を採用。令和3年度は101名が応募し5名採用。令和4年度

が124名が応募し7名を採用。令和5年度は38名が応募し3名採用となっています。

この5年間の平均といいますと、応募者数の平均が91.6名、採用人数は5.6名、この採用の倍率は16.4倍となっております。

なお、昨年度、応募総数とその前に比べまして約70%減となっておりますが、その要因につきましては、前期試験で年齢要件を25歳までとし、後期試験で年齢要件を26歳から30歳、受験資格を社会人経験2年以上と限定した条件をつけたことによるものと考えております。

また、近隣の志免町、須恵町との比較でございますが、これにつきましては、5年間の平均でお答えをさせていただきます。

まず、志免町でございますが、応募総数は平均で336.4人、採用人数は5.2人で採用の倍率は64.7倍となっております。

次に、須恵町でございますが、応募総数の平均は43人、採用人数は5.6人で採用の倍率は7.7倍となっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

隣の志免町と比べたら大きく差を開けられていますね。これもどうかと思っておりますけれども、あとでまたしっかり深掘りしたいと思います。

さて、先ほどお尋ねした職員の給料についてなんです。大卒初任給が、福岡都市圏の自治体の中でも特に低く設定をされている理由についてなぜなのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

本町の初任給につきましては、初任給、昇格、昇給等に関する規則、これの行政職給料表の初任給基準表に基づき、学歴の区分に応じて初任給の号給を定めておりますが、本町におきましては、大卒の初任給を1級21号給としておりますのに対して、須恵町など近隣町につきましては1級25号給としているためでございます。これにつきましては、人事院規則の9の8、初任給、昇格、昇給等の基準の規定に基づき設定しているものでございまして、本町におきましては、採用試験の区分が高卒程度でございますので、その試験に合格した大卒者は同規則の第14条、学歴免許等の資格による号俸等の調整、この規定に基づき1級21号給としておりますが、近隣町につきましては、試験の区分を大卒程度として取扱い1級25号給としているものが原因であると思われま。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

再質問させてもらいますけれども、隣の志免町との制度の違いというのは明らかになったんですね。宇美町を受験された後に志免町を受けられる方、当然おられると思いますけれども、両方合格されたら当然条件がいい志免町を選ばれると思っています。志免町の制度を宇美町に適用するという事は可能なんですか、可能じゃないんですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

これにつきましては、現に他の自治体が行っておりますので、同様に扱うことについては不可能でないと考えております。ただ、これまで採用された職員と改定後に採用される職員との間に不公平感が出ないように均衡を図る必要があると考えます。

仮に改定するにしましても、その時期については慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

可能であるという答えが返ってきましたね。続いて、大卒職員の初任給とラスパイレス指数の関係性どのように捉えていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、ラスパイレス指数について簡単に説明をいたしますが、ラスパイレス指数につきましては、職員の構成を学歴別、経験年数別に区分しまして、その人数構成が国家公務員の人数構成と同一となるように仮定した上で、月額給料の水準を比較するための理論値として算定されるものでございます。

本町におきましては、近年、採用した職員は学校卒業してすぐに入庁した、いわゆる新卒は少なく、民間で経験を積んだ既卒者が大多数を占めている状況でございます。また、民間の経験は給与の計算の際には8割換算とされるため、ラスパイレス指数を低くする要因の1つであると考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

これまでの質問で、宇美町の職員待遇という面からみると、かなり低いですね、改善の余地があるということが見受けられましたけれども、これから質問の本質に入っていきたいと思います。

役場職員のモチベーション確保ややる気の向上に向けた取組についてお尋ねしていきたいと思います。

以前、本町には職員提案制度というのがありました。うまく運用してこの制度がきちんと機能すると、職員のモチベーション向上や町の活性化にもつながる事業であったと思います。隣の志免町でもこの制度、採用されていた経緯があり、人事評価と組み合わせてあったとお聞きしています。何だかわくわくするような制度ですね。

お尋ねしますが、職員提案制度が廃止された理由と代替的な制度は導入していくのか、されているのかですね。また、導入の考えはないのなら、どのようにして職員のモチベーションややる気を向上させようと考えているのか、担当副町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

まずお尋ねの職員提案制度につきまして、本町では平成11年に宇美町職員提案要綱が創設され運用を行ってきた経緯がございますが、平成27年をもって廃止をされております。現存する資料がないため正確な提案数は分かりませんが、当時、10数件の提案があったようでございます。職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚を図るとともに、事務事業の改善及び能率向上に寄与することを目的に創設されたもので、審議の上、顕著な提案として採択されたものについては、町長賞として3万円相当の商品券が授与されることとなっております。しかしながら、提案が少なく、制度が十分に活用されていなかったことなどから要綱が廃止をされているところです。

同様な職員提案制度につきましては、志免町で採用されておまして、一時期、提案書を提出した職員全員に人事評価1点を加点するとしたところ、応募が増えましたが、その後、加点をなくしたところ、応募数、採用数が減り、提案する職員の固定化や課題の認識の相違、また審査する側の負担等の問題から制度の見直しを行うため、令和5年度から中止し、今年度に改めて職員意識調査を実施し、今後の方向性を検討するというところでございました。

本町におきましては、現時点では従来のような職員提案制度を採用する考えはありませんが、日々の業務の中で成果を上げたり、また業務改善の取組が顕著であった個人、課や係などの職場、あるいは任意のグループなどを表彰するような仕組みがあってもいいのではないかなというのは考えているところです。それが、職員のやりがいや励みなるようであればと考えます。そうした中で、新たな職員提案制度のニーズが高まれば、改めて考えたいと思います。

では、どのようにして職員のモチベーションややる気を向上させていくかという御質問に関しましては、まずは必要とされる職員数を確保していくことが最優先課題であると考えております。

令和6年9月1日現在、定員管理上の在籍職員数は192名、そのうち4名が派遣、育児休業等の職員が12名、部分休業を取っている職員が10名、病休者が1名、そのほか男性職員で長期の育児休暇を取得予定の職員も複数あり、休暇が取得しやすい環境にあるといえます。しかしながら、一方では即座の補充が困難であり、残る職員で業務を遂行していかなければなりません。日々の業務に加え、災害対応や臨時的な給付金の事務など、やりたいこと以上にやらなければならない目の前の業務に追われ余力がないというのが実情でございます。

現在、来年度に向けて、新規採用職員の試験等を実施しております。本年度は専門職の試験を先行して実施、この後、一般職の試験を行う予定です。多くの受験生に「このまちが、いい」と選んでいただけることを期待し、募集を行っているところでございます。

そのほか、現在、行っている職員のモチベーションの向上の具体につきましては、主なものを4点申し上げます。1つ目は、試行錯誤を繰り返しながら、糟屋地区の市町では唯一、平成24年度から職員の係長昇任試験を実施していること。2つ目は、職員が自己の生活や職務の状況、異動等の希望を申告する制度であります職員調書の聴取を制度開始の平成25年度から毎年、様式等の見直しを行いながら実施していること。3つ目は、令和4年度から先進地視察などのための職員の県外研修を積極的に認める方針を打ち出すとともに、市町村アカデミーなどへの職員の県外研修を公募制としたこと。4つ目は、定年引上げに伴う対象職員や暫定再任用職員の次年度の意向確認や職場環境に関する意見聴取の場を設定したことなどです。

そうは言いながらも、モチベーションの確保は人それぞれだと思います。仕事ばかりではありません。仕事と家庭、プライベートな時間の充実もあってこそだと思います。

これ余談になりますけれども、先日、職員互助会の野球大会の応援に行っていました。丸山議員さんも私の隣で一緒に応援をしてくださいました。試合で躍動する職員、裏方で懸命にお世話する職員、応援席が一体となって大いに盛り上がり、6年ぶりに決勝トーナメントに進出することができました。そのほか、消防団であったり地域の行事であったり、いろんな場で職員が活躍してくれています。それぞれの職員が個性や能力を発揮できる場が必ずあるというふうに考えています。

そうした中で、職場にあっては、働きやすさと働きがいの両方を実現した魅力ある職場づくりに向けて、今後は職員が主体的にスキルアップに取り組めるような研修機会のさらなる充実を目指すこと。また、職員の主体的な業務遂行を促進するための具体的な手立てを検討すること。長時間労働の是正など、さらなる職場環境の整備を進めること。などを重点に取り組みを進めてまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今、言われましたけど、具体的な施策というのは乏しいんですね。そこをこれからいかに構築していくかというのは大切になってくると思いますし、何より職員採用ですよ、人を増やす、これで現場の負担感というのを減らす、これが一番だと思いますから、そこに全力投入していただきたいなど、こう思っています。

モチベーション確保に向けた取組に関して、人事評価制度というのがありますね。もちろん宇美町でも人事評価制度は導入されております。しかしながら、宇美町役場において人事評価制度がきちんと機能しているかどうかという点に関しましては、私は、懐疑的に捉えております。形だけの評価では意味ありませんね。

お尋ねしますが、人材育成に関するPDCAサイクルの実態はどのように機能していますか。続けてお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

職員の人材育成にあたりましては、大きくは2点、庁内ジョブローテーション制度と人事評価制度を軸に実施をしております。

まず1つ目の、庁内ジョブローテーション制度につきましては、平成26年度から実施をし、一般職で係長以下の職員おおむね3年から7年をめぐりに定期的・計画的に異動させ、職員の経歴管理を適切に行うとともに、職員の適性の把握と経歴に応じた能力の向上を図っております。

しかしながら、近年は社会の急激な変化に伴い、求められる職員像や働く側の意識も変化していく中で、この手法だけでは、専門的なスキルを身に付けたいと考える職員のニーズに合わない場合もあるなど、改善が必要であると考えているところです。

2つ目の人事評価制度につきましては、平成28年度から実施しております。人事評価制度の目的は能力開発、意欲の向上、組織の活性化、組織目標の達成などが挙げられます。そのため、これまで複数回にわたり評価者研修など職員研修を行いながら制度の充実に努めてまいりました。年度初めに課ごとに組織目標を設定し、その目標達成に向けて、各職員がそれぞれの職責に応じて業務課題への取組などを記載したシートを作成し、中間及び年度末には、自己評価並びに評価者の評価等を行っております。

各課等の長には面談の機会を捉えて課題を共有し、コミュニケーションを図りながら、それぞれの職員の目標を設定したり評価を行ったりして、人材育成に役立てるように指示をしている

ところでは。

特に今年度につきましては、副町長及び教育長による課長級職員の期首面談時間をこれまでの3倍以上に増やしまして、第7次総合計画の進捗状況の確認や主な業務課題と到達点の確認、また組織目標の決定、その他、課等の経営課題全般についての情報交換等を行い、これまで以上に丁寧に行えるように取り組んでおります。

まだまだ評価にはばらつきがありまして、人事評価の結果を給与等に反映するまでには至っておりませんが、人事異動や係長試験など昇格の際の参考資料にさせていただいているところです。

職員の人材の育成の視点から、職員の強み、よいところを伸ばして、頑張っている職員がさらに頑張ろうと思えるような人事評価の運用に向けまして、庁内ジョブローテーション制度の課題解決と同時に、人事評価制度の課題改善に取り組み、人材育成のPDCAサイクルを回せるように努めてまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

職員のモチベーション確保に向けた取組が、やはり現在のところ十分機能していないんじゃないかな、そういった気がしてなりません。このままの状況が続くと、優秀な職員の確保はできずに、人材面でもほかの自治体に大きく引き離されることは容易に想像ができます。加えて、せっかく育った職員が次々と離職し、負のスパイラルに突入していくんじゃないでしょうか。

新しい事業が実施されずに、町民の福祉も滞り、財政運営も硬直し、住民には負担ばかりが押しつけられていく、そういった未来もあり得ます。まずは役場職員が——宇美町役場が職員の笑顔、そして住民の皆さんの笑顔にあふれ、職員が生き生きと働いている姿を見たいなど、こう思っております。そのためには、優秀な人材の確保に真っ先に取り組みなくては行けないと、こう思っています。いろんな方法あると思うんですね。1つの手段として、初任給の引上げ、今、総務課長に聞いたら、できるんじゃないかなというふうな回答が出ましたけれども、財政の負担増になるんですけど、優秀な職員を確保して、例えば、ふるさと納税応援寄附金や企業版のふるさと納税などで10億円稼いだとしましょう。財政の硬直化も払拭されます。

ふるさと納税が大幅に伸びたときも、平成29年度の宇美町への寄附額は1,921万円だったんですよ。それが、令和2年度は35倍の6億8,050万円まで増やすことができたんですね。私は、決して無理難題を言っているわけじゃないんです。未来への投資として有効ではないでしょうか。ぜひ町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

職員提案制度のお話から少しさせていただきたいと思います。平成11年からこの制度があったということで、実は、私、平成12年と15年にこれ提案しています、実は。平成12年に提案した内容は、生涯学習を核に据えたまちづくりということで、当時、教育委員会社会教育課で主に生涯学習をやっていたこと、これは全庁的な課題として町長部局に課なり係を置いて、全庁的に進めていく必要があるんじゃないかというふうなことを提案しました。その後、平成15年7月には、実は、これは採用されて、町長部局のほうに、企画調整課の中に生涯学習推進係が設置されて、町を挙げて生涯学習に取り組んだという経緯があります。

もう1つ、平成15年は、青少年の生活体験塾を設置してはどうかと、中国残留孤児定着センターがありました、アフターケアにですね。困難体験、通学合宿を実はこのころやっております、子どもたちに困難である、不自由を体験させることで、青少年の健全育成を図ってはどうかという。今、考えても素晴らしいなと自画自賛をしているわけでございます。町長賞があるということのを改めて聞きまして、採用されたのに私もらっていないなと思ったところでございます。

住民の福祉向上や町の活性化を図っていくためにも優秀な職員の採用と職員のやりがい、モチベーションアップというのは非常に大切であるということは認識をしております。

先ほど来、副町長ががるる答弁しましたけども、改善すべきところは改善し、優秀な職員の獲得、人材、宝というお話もありましたけども獲得をし、またその育成をしていかなければならないと考えております。

優秀な職員の定義については、いろいろあると思いますが、私は、就任当時からの政策が町民のためになるのかということのを常に考えてほしいということのを職員に伝えていました。また、宇美町の職員であることを誇りに思い、まちづくりに貢献することや、また町民の皆さんに感謝していただくことを仕事のやりがいとしてほしいということのを伝えてきたところでございます。

採用につきましては、近年、予想の倍率もございましたけれども、宇美町では13倍から20倍の試験を突破した、いずれも優秀な職員ばかりでございます。これからも向上心を持って学び続け、前向きな考え方、またスピード感を持って職務に取り組んでほしいというふうに思っております。

人材育成につきましては、今年度は総務省の地域力創造アドバイザーのNHKのプロフェッショナル仕事の流儀でも紹介された寺本英仁さんを招いて、若手職員の人材育成に主眼を置いた研修を実施する予定としております。

公務員のなり手不足や早期退職者の問題などを公務員の魅力化が必要だということから、この研修を選んだわけでございます。

先ほど来、初任給のアップについても御提案がございましたけども、福岡銀行や西日本シテイ

銀行の大卒の総合職の初任給が来年4月より21%アップすると、額にして4万5,000円多くなり26万円になるという報道がなされてもうしばらくになるわけですが、公務員の給与決定の考え方には、職務給の原則と均衡の原則があり、国家公務員の給与制度を基本とすべきですが、民間企業との賃金格差や地域の労働市場における人材確保の観点からも初任給の引上げについては早急に検討するように指示したいと思います。

また、今朝のネットニュースでも配信されておりましたが、熊本市が、早ければ来年度にも週休3日制とフレックスタイム制の導入を目指しているということが明らかになったということが出ておりました。職員の多様な働き方を認めることで人材の定着や確保につなげる狙いがあるものだと思っております。宇美町の職員数で、その制度がなじむかということは、なかなか難しいわけですが、それぞれの自治体が知恵を出して人材の定着や確保を目指しているということは、宇美町も負けておるわけにはいかんというふうに思っています。

いずれにしても、予算には限りがあるわけですが、メリハリをつけて必要な政策にはしっかりと予算をつけていくという考え方には変わりはありません。

第7次総合計画の将来像の実現のためには、町政の最前線に立つ職員一人一人が宇美町の職員として働くことに誇りを持ち、その能力を遺憾なく発揮することができることが大切であるということは、就任以来、言い続けているわけですが。

そういった風土を育むためにも、職員間で知恵を出し合い、率直な意見交換ができる風通しのよい職場づくりに努めていかなければならない、職員のモチベーションを保つ、やはりさっきから出ておりますけども、人が足りないということでどんどん疲弊してしまっているというふうに思っております。着実に定数に近づけていくと。そして、今年はよそと並んで試験の日にちを設定するのではなく、前倒して試験を始めております。今までは、どちらかというと横並び、全てにおいて横並びでしたけども、やはり、本当に人材が欲しいのであるならば先手を打つ、そういった待遇の、処遇の改善も含めて、しっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

職員提案書、町長が出していたんですね。私が1回出したのと、町長が出したのと、2人か3人ということだったんですけど、当時出したのがですね。教職員の負担軽減と部活動の地域移行、そして専任化、小学校の体育の授業、これを体育の免許を持った方に授業を行っていただいて、教職員の負担を減らそうよ、それをもとにして学力をぐっと上げようみたいなことをやったんですけど、残念ながら採用されなかったんですけどね。

余談になりましたけれども、今回は、職員待遇の改善というのを中心に質問や提案を行ってきましたけれども、執行部や総務課の皆さんが思っている以上に、現場職員の皆さんは宇美町役場の未来に対し危機感をお持ちなんです。とにかく人が足りていないことへの不満、そういったこと、あるいは待遇面での不満というのが、やはりひしひしと伝わってきます。これが臨界点に達して、負のスパイラルに突入すると、もう取り返しがつかない事態に陥ることは、容易に想像ができると思います。

そうならないために、宇美町の明るい未来を、職員の皆様、そして執行部、そして住民の皆様、そして私たち議員も含めて作り上げていくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

ここで時間調整のため、ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時34分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号5番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。お昼一番の一番眠い時間ですけど、どうかよろしく願いいたします。

本日は、宇美町の教育施策についてお尋ねしたいというふうに思います。

本年4月に新たに折居教育長が就任され、最近、報道されております学びの多様化学校をはじめ、次々に新しい施策を打ち出されています。第7次総合計画の基本目標が目指す「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」の実現に向けて、第一歩を踏み出されましたが、本日は、教育長に今後の宇美町の教育施策、特に学校教育の施策についてお尋ねします。

それでは、質問に入りますが、折居教育長が本年4月に就任されて以来、4つのアクセス、子育て支援のアクセス、学びのアクセス、文化・スポーツ活動のアクセス、それぞれについてのワンストップでのアクセス、このアクセスの提供が重要であるという話をされてきましたが、今一度、この4つのアクセスについての説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

まずは、このように町民の皆様に御説明させていただく機会を与えていただき、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

支援へのアクセス、学びへのアクセス、芸能・スポーツへのアクセス、ワンストップアクセス、この4つのアクセスを提供する、実現するというを様々な場面で述べさせていただいておりました。

まずは、支援を必要とする町民の皆様が必要とするタイミングで支援を享受することができる、これを支援へのアクセスと呼んでおります。

この支援とは、育児、子育てはもちろんですが、例えば、いじめ、進学、進路、家庭内のこと、さらには自分自身の性に対する違和感、そういうものに対する支援も全て含めて支援というふうに考えさせていただいております。

町民の皆様が学びたいときに学びたい内容を学べる学びへのアクセス、町民の皆様が町内で生涯自己成長を楽しむことができる芸能・スポーツへのアクセス、そして、それら3つをアクセス、それぞれを1か所で受けることができるワンストップアクセス、これを4つのアクセスというふうに表現させていただいております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

非常によく分かりました。この4つのアクセスの中で、私が一番重要というふうに感じるのは、学びのアクセス、この学びのアクセスとは、具体的にどういったものをお考えか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

学びへのアクセスは、一生涯の学習という意味もありますが、特に、義務教育段階で100%の児童生徒が学びにアクセスできるということを想定しております。この学びとは、当然、授業もそうですけども、例えば、運動会や体育会、文化発表会、修学旅行に参加することなども含めております。そして進路を実現し、社会的自立を果たすために義務教育段階で学ぶということは、本当に大切な要素であるというふうに私も考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございました。この4つのアクセスが折居教育長の理念であるというふうに捉えたところでございます。

続きまして、学びの多様化学校についてお尋ねしたいんですが、先日、開催されました町長と教育委員会の合同の会議であります宇美町総合教育会議、この中で初めて宇美町立学びの多様化学校の説明がなされました。全国で小中学校の不登校の児童生徒が約30万人とされておりますが、2016年に制定されました教育機会確保法の中で、不登校児童に対する教育機会の確保というのがうたわれました。

学びの多様化学校は、当初は不登校の児童生徒に配慮しました不登校特例校と言われておりましたが、この法律でより設置が進みまして、昨年出されました不登校対策COCOLOプランの中で学びの多様化学校という名称になりました。

この宇美町立学びの多様化学校の開設につきましては、新聞などマスコミ報道をされておまして、町内外より大きな反響を呼んでいるというふうに思います。私もほかの町の方から聞かれたりということもございました。

その中で、まず、この学びの多様化学校を宇美町に開設するに至った経緯についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

令和4年度、今から2年前になりますが、令和4年度の文部科学省発表で、今、安川議員が言われた30万人という不登校児童生徒数が発表されました。ただ、長期欠席の児童生徒は約46万人と言われておまして、私は、実はこの46万人という数字のほうが大切というふうに思っております。そして、令和4年度の不登校児童生徒の割合ですが、小学校が1.7%、つまり100人の児童で1.7人、中学校が5.98%、約6人、100人で6人という数字になっています。恐らくあと1か月後に令和5年度、昨年度分が発表されると思いますが、恐らく高まっているだろうというふうに容易に想定できます。

宇美町は、令和5年度、小学校が4.3、中学校が11.9と、これ高くはなっております。ただ、これは、子どもたち一人一人を本当に丁寧に見ていただいているというふうに捉えていただけるとありがたいなというふうに思っております。

今年度、令和6年度も6月末現在で50名程度の児童生徒がほぼ全欠状態で、学びにアクセスできておりません——学校での学びにアクセスできておりません。

国では、今から8年前、平成28年12月17日に、議員がおっしゃられた義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立いたしました。この法律は、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性等を規定したことになります。教育機会確保法の成立を受け、不登校児童生徒に対する支援の充実がより一層求められるようになりました。

さらに、この法律に基づき策定した基本指針は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことの重要性や、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のための教育支援センターや、不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校の設置についても示されております。これは、いわゆる不登校特例校であり、昨年8月31日からは学びの多様化学校というふうに呼んでおります。現在、文部科学省は、全国に300校の設置を目指しております。

このような国の動きがある中で、今年4月に宇美町に赴任させていただき、安川町長もこの不登校の子どもたちのことを一番に心配されてありました。このような不登校の福岡県の現状、宇美町の現状を考えたときに、1年でも1日でも早く全日制の小中学生対象の学びの多様化学校を設置したいと考え、町長、副町長、教育3課の課長に相談をさせていただいたというのがいきさつになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。それでは、続きまして、宇美町立学びの多様化学校とはどういうものか、またそれが目指すものはどういったものかをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

学校教育法施行規則第56条に基づき、特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成して教育を実施することができる文部科学大臣が指定した学校、これを昨年8月31日以降、学びの多様化学校というふうに呼んでおります。学びの多様化学校では、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成し教育を実施いたします。

先ほども申しました令和6年6月、今年の6月末で報告されています50名余りの児童生徒は、

町内でほぼ全欠の状態と言えます。つまり、学校での学びにアクセスできていない状況になります。まずは、この児童生徒を学びの多様化学校の対象とすることで、学びにアクセスできていない児童生徒をなくしていきたいというふうに考えています。そのことによって、全ての児童生徒が進路実現と社会的自立を果たすこと、これを第一の目的としています。これが山の頂上になります。さらに、この学びの多様化学校が児童生徒にとって行きたい学校、参加したい学びを実現することで、ほかの小中学校、町内8つの小中学校はもちろんですけれども、近隣の小中学校もぜひ魅力ある学校となるということも目指しています。

児童生徒が、学校に合わせる事が当たり前だった今までの学校教育の価値観が、学校が児童生徒に合わせ応えることへ転換することも、目指していることの1「つになります。また、我が子が不登校であることで、大変悩まれている保護者もいらっしゃいます。そのような保護者の方に少しでも楽になっていただくことも目指しています。

なお、出席日数についてですが、この取扱いは現在の小中学校と変わりませんが、宇美町教育委員会といたしましては、オンライン授業での出席扱いと学習評価について、改めて検討していきたいと思っています。もっと具体的に言うと、できるだけオンライン授業も出席扱いもするし、丁寧な学習評価もしていきたいということになります。

また、宇美町のオンデマンドバスは、8時30分以降の運転です。うみハピネスの前にもオンデマンドバスが止まります。学びの多様化学校は、7年度、来年度、宇美町内が通学区域になりますので、9時30分を始業とし小学生の低学年でも通学しやすくしていきたいと思っています。利用料金は1回、小学生が100円、中学生が200円になります。学びの多様化学校在籍児童生徒の利用状況を見ながら、保護者の負担が大きくなるよう配慮、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

非常に内容は分かりました。今まで全く、今までの学校とは違った形態、また違った角度から不登校の児童生徒に対する対応というふうになろうかと思えます。

宇美町は、従来から不登校対策には力を入れてまいりました。現在、し〜ず・うみ内のくすのき教室、これは平成12年から開設しております。あと各中学校内には、校内教育支援センターなどが設置され、様々な対策に取り組んできたということがございますが、こういった、ほかの取組等の整合性、あるいは連携についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

整合性と連携についてのお尋ねであったと思います。

宇美町では、現在、宇美町適応指導教室というふうに呼んでいますが、来年度、7年度からは教育支援センターに名称を変更させていただきます。教育機会確保法に基づき策定された基本指針で設置促進がうたわれたのが、この教育支援センターと学びの多様化学校になります。

学びの多様化学校は、児童生徒が不登校になった現在の在籍校から転校、もしくは小学校卒業後に中学校入学という形を取ります。学びの多様化学校に籍を置く児童生徒は、この学校から卒業をすることになります。

それに対して、教育支援センターは、不登校になった在籍校への復帰、その教室への復帰、もしくはその接続校への復帰を目指しております。現在、この適応指導教室に通っている児童生徒が在籍校から学びの多様化学校に転校した場合、この児童生徒の状況については、随時、双方で共有をいたします。例えばですけれども、学びの多様化学校に籍を置き、3日間通学し、2日は適応指導教室に通うなどという、そういう柔軟な対応も十分に考えられるというふうに思います。

この学びの多様化学校を設置することで、児童生徒にとって保護者にとって多様な学びの場の選択肢が増えるということになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

この不登校の児童生徒というのは、その原因とか環境とか多種多様なものがあると思いますし、個々に違う事情があると思います。その個々に対応して、今教育長が申された選択肢が増えるということで、より一層、連携しながらいけば効果も上がるのではないかなというふうに思うところでございます。

それでは、次に、学びの多様化学校の特色として、原田小、宇美南中分校の位置づけとなっておりますが、この意義についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

学びの多様化学校の今、仮の名称でございますが、6校目の小学校として、原田小学校ハピネス分校、4校目の中学校として宇美南中学校ハピネス分校となります。校長は、原田小、宇美南中の校長が務めます。令和7年に文部科学省から正式に承認を受けた後、教頭を1人配置いた

く方向で、福岡県教育庁福岡教育事務所と協議してまいります。

分校設立の最も大きな意義は、学校経営要綱を1つにすることで、現在、この両校で研究を進めている小中一貫教育やワンヘルス教育のパイロット・モデルになっていくというふうにあると考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

よく分かりました。これも今までもなかった形態の学校になるというふうに思うところでございます。

児童生徒の不登校は、本人はもとより保護者、家族に大きな負担をかけています。学びの多様な学校は、まだ全国でも30校程度と聞いておりますが、他の市町に先んじて設置することで宇美町の子どもがより学びにアクセスできる環境を整えることで、一人でも多くの不登校生徒の解消につながればというふうに思っております。同時に、子育てするには宇美でを目指す宇美町にとっても大きなPR効果ももたらすものではないかと思っております。

今議会でも丸山議員、平野議員が質問、提言などをされていましたが、新しい事業ですので、いろいろ試行錯誤をすることもあろうかと思っておりますが、この方向性は、私は、決して間違っていないということで、私はちょっと断固支持したいなというふうに思っているところです。私たち議会も、できる限り応援・支援していきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、こども教育総合支援センターの役割についてお尋ねします。

令和2年の機構改革によりまして、うみハピネスが健康福祉センターからこども教育総合支援センターになりまして、子育て・教育の拠点施設と位置づけられました。

先日、開催されました総合教育会議の中で、現在、原田小学校にあります教育相談室がこども教育支援センター内に移設するという報告がありました。まず、この移転の目的についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

まず、うみハピネスの役割でございますが、子どもに関する問題や悩みは、うみハピネスに行けば解決するというのが一番大きな役割であるというふうに考えております。この子どもというのは、乳幼児、園児、児童、生徒だけではなく、若者もそこに含まれるというふうに考えており

ます。また、その町民の皆様にあそこに行けば解決すると思ってもらえる、もしくは実感してもらえることが何より大切であるというふうに考えております。

宇美町内では、現在、原田小学校に教育相談室があり、3名の宇美町スクールカウンセラーが在籍し、心理の面から児童生徒、保護者の支援に当たってくださっています。

4月にうみハピネスに、こども家庭センターがオープンしましたが、保育士、保健師、社会福祉士である職員の皆さんがとても温かく誠実に対応をしてくださっています。NPO法人う〜みんとの連携もとても充実しております。要保護児童対策協議会、つまり要対協におけるケース会議でSSWなど福祉の専門家との連携も進んでいます。

また、学校教育課には、経験豊かな教諭、養護教諭が籍を置き、職務に当たっています。ここに臨床心理士や公認心理師という心理の専門家が加わることで、さらに充実した相談体制が築けるといふふうに確信をしております。

保健、保育、福祉、教育、NPOの皆さん、そして心理の専門家が相談者に対してワンストップで関わられるようにすることが、移設最大の目的というふうになります。

ワンストップアクセスとは、いわゆるたらい回しにならないようにすることです。たらい回しは、縦割り行政の1つのデメリットです。相談者が座った椅子から動くことなく、専門家が多面的・多角的に支援することが望ましいというふうに考えます。

そもそも宇美町は、このワンストップアクセスの本当に親切な、親身な住民サービスがとても進んでいる町だというふうに私は認識していますので、それをさらに進化させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。現在、うみハピネスには、先ほど、教育長から言われましたような機能を持ち、学校教育課、こどもみらい課も入っております。あと、こども家庭センター、子育て支援センターゆうゆうといった施設もあり、これに加えて、学びの多様化学校の開設、それから、今の教育相談室の移設と、着々と子育てと教育の拠点化が進んでいるというふうに思います。

このこども教育総合支援センターの将来像について、教育長はどうお考えか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

将来像についてでございますが、まずは、DX——デジタルトランスフォーメーションにより、

情報の一元管理が求められているのではないかなというふうに思っています。支援に関わるものが相談者の情報に速やかにアクセスできる状況だったり、支援に関わった者の情報を他の支援者にも速やかに共有できる状況を構築していかなければいけないというふうには考えております。

今、ERP——エンタープライズ・リソース・プランニング、ERPというふうによく言いますが、セキュリティーポリシーを遵守しつつ、このERPを構築し、センターの機能をより高めていきたいというふうに考えています。

また、先ほど申しました乳幼児、園児、児童、生徒、そこに若者も加えて、異年齢の交流拠点でもあれたらいいなというふうに考えております。以上、将来像についてお答えいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。この4つのアクセスの中で、ワンストップのアクセス、ハピネスに行けば、子育てや教育の相談や支援がワンストップで受けられるということになれば、さらに住民の利便性が向上すると、それとともに、宇美町の大きなセールスポイントになるのではないかと思います。一層の充実を期待します。

続きまして、地域とともにある学校づくりの推進について質問をします。

令和6年度の教育振興基本計画の施策に、地域とともにある学校づくりの推進が挙げられています。宇美町は、平成21年よりコミュニティ・スクールに取り組み、また小中連携にも取り組んでまいりました。その中で、私は、1小1中である原田小、宇美南中の小中一貫校にしてはどうかという提案を今まで行ってきたところです。

現在の検討の状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

ありがとうございます。まず最初に少しでも整理をさせていただきます。地域とともにある学校づくりがコミュニティ・スクール、学校を核とした地域づくりが地域学校協働活動というふうに定義をさせていただきます。

このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が、自転車の前輪・後輪となって進んでいくことが、今とても求められております。方向性を決めるのが学校運営協議会、その動力となって前に進めていくのが地域学校協働本部ということになります。

地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりは確実に進めてまいります。その上

で、今年度より、令和8年度までの3年間、原田小学校と宇美南中学校が小中一貫校を目指し小中一貫教育を研究しています。小中一貫校は、小中が連携するだけにとどまらず、学校の存在意義や使命、学校の教育目標や育成を目指す資質能力の価値、つまりパーパス、ミッション、ビジョン、バリュー、これらを1つのものとしなければなりません。校長は2名いますが、校区として目指す山の頂は1つということになります。

福岡教育事務所管内では宗像市が最先端ですので、そこを参考にさせていただきながら、宇美町にあった一貫教育を模索してまいります。

現在、原田小、宇美南中、両校長先生の御尽力で研修を合同で行ったり、同一の教育活動を行ってくださったりしています。その1つがワンヘルス教育になります。本年度、福岡県の指定を受けていただいております。

また、懇親会等も合同で行っています。なので、人をつなぐことは順調に進んでいます。育成を目指す資質能力、具現化を目指す子ども像、カリキュラムなどを今後つなぐことが課題になります。現状としては、小中連携にとどまっていると言えます。学校経営要綱はそれぞれにありますし、目指す資質能力も子ども像も近いものはあるんですけども、まだそれぞれになっています。カリキュラムを一貫させることもこれからの課題になります。

原田小と南中の分校としてスタートするこの学びの多様化学校は、小中一貫分校として1つの学校経営要綱でスタートをさせていただきます。校区としてモデルを提示できるようになっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

次の質問に出てきます宇美町の教育の未来を考える懇談会という会議がございまして、それに私が出席した折に、南中のPTAの会長さんが、原田小と南中の小中を連携した不登校対策を行った結果、不登校が減少しましたというふうな報告をされておりました。これを推進することで、小中連携どこまでというところもあるんでしょうけれども、少しずつ前進させていただけたらと思います。どうかよろしく申し上げます。

次にまいります。地域とともにある学校づくりを進める中で、教育委員会、町内の小中学校、各校のPTAの代表、校区コミュニティ代表者からなる宇美町の教育の未来を考える懇談会が開催されています。私も今年2月の会議を傍聴させていただきましたが、教育委員会、町内小中学校、保護者、地域の代表者が一堂に会しまして、学校施設の在り方や校内活動、児童生徒の教育活動の確保などの意見を聴取するもので、識者も交えて活発な意見交換がなされておりました。

教育に関する関係者の意見をダイレクトに反映させる非常に有意義な会議だと感じたところですが、この会議が時限的なもので、令和6年3月に設置が終了したと聞いております。今後、地域とともにある学校づくりを推進するにあたり、必要な会議ではないかと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

校区コミュニティの皆様と定期的に学校、家庭、地域の将来像について意見交換することは、とても大切なことというふうに考えております。つい先日、9月10日火曜日に学びの多様化学校設立について、原田小コミュニティの皆様にご説明を差し上げたところでございますが、不登校だけではなくDVやネグレクト、防犯や防災、少子化対策などなど、子どもを取り巻く課題について、本当に長い時間をかけて丁寧に協議していく場というのは絶対に必要であるというふうに考えております。

地域の皆様との協議の場については、確実に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

教育関係の会議で、地域の方も含めているのはこの会議だけじゃないかなというふうに思うところですが、今後、不登校などの課題解決や小中連携、小中一貫教育、あるいは将来的な人口減少による校区の再編等、地域も含んだ課題の解決のためにも有効な会議ではないかと思うところです。今後も発展的に考えてはどうかと思いますので、検討のほう、よろしく願います。

それでは、最後にお尋ねします。「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」の実現に向けて、教育長は宇美町の将来像をどのように描いてあるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

宇美町の将来像でございますが、今から表現として、先ほど来、使っています山の頂、この頂、頂上に向かうための道しるべとして最上位の目標、上位の目標、中位の目標、下位の目標というふうな、そんな表現を今から使わせていただきます。

学校教育、社会教育、こどもみらい、3課からなる教育委員会といたしましては、出産から子

育てまで一貫して、そしてワンストップで支援し、子育てするなら宇美町で、宇美町がいいと町内外の皆様にも思っただけることが、山の頂というふうに考えています。これは、第7期宇美町総合計画と教育大綱にも記されてあります。その中にある基本目標1である、今議員がおっしゃられた「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」の実現が、この頂上を目指す最上位の道しるべ、最上位の目標というふうに捉えております。

その下にあたる上位の目標については、毎年策定している教育振興基本計画で示す目標と、令和7年度、来年度に向け策定しているこども計画で示す目標の2つとなります。この2つの上位目標に掲げられることが、恐らく私の描く将来像とっていいというふうに考えております。それは、子どもも大人も展望や希望、夢や志を持って、笑顔で主体的に自己実現を図っている、子どもも大人も展望や希望、夢や志を持って、笑顔で主体的に自己実現を図っている、議員の御質問にあった将来像はここにあるというふうに考えております。

中位の目標は、3課それぞれで設定します。特に、学校教育においては、宇美町の全ての小中学校が児童生徒、保護者、町民の皆様にとって魅力ある学校になることが何よりも大切であるというふうに考えております。魅力ある学校とは、行きたい学校、会いたい仲間、参加したい学びがそこにある学校と言えます。これが、学校教育の中位の目標というふうに考えていますし、学校を目指す将来像というふうに捉えております。

下位の目標は、各学校で教育目標として設定してまいります。この下位の目標から最上位の目標までを一貫させ、山の頂を目指して全職員と全教職員でしっかり共有してまいりたいというふうに思います。教育立町宇美の信念を1ミリもぶらすことなく、宇美町内外の皆様にも教育があるから宇美町に住み続けたい、住みたい、戻ってきたいと思っただけの未来のまちづくり、持続可能なまちづくりに貢献できる、そんな教育施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございました。力強い言葉で、折居教育長の教育立町宇美を目指すという情熱が伝わってまいりました。

学びの多様化学校の設置は、宇美町にとって画期的な取組であるというふうに思います。行政は、といたら怒られますけど、横並びで事業を考えがちで、他町の動向を見たりとかいうふうなこともあるわけですけども、安川町長がいつも言われるスピード感を持って大きなチャレ

ンジを行ったというふうに思います。こういうふうな攻めの姿勢が、宇美町の教育の活性化と課題の早期解決につながるのではないかと思います。今後も積極的な取組に期待します。

本日は、今後の教育施策について折居教育長にお尋ねしました。これからの宇美町の教育のますますの充実を祈念いたしまして、一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

2番、安川議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号6番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、日本共産党の鳴海圭矢です。

先月、8月というのは、6日に広島、9日に長崎に原子爆弾が落とされまして15日には終戦を迎えた月であります。あれから早79年、まもなく戦後80年を迎えようとしております。あの戦争から日本は一体何を学ぶべきなのかと思いましたが、国際間のもめ事を武力で解決しようとしてはいけない、戦争をしてはいけない、これは言うまでもなく当然の話だと思っておりますが、そして、さらに地方自治、地方分権は大切だと、これを肝に銘じておく必要があると思っております。

戦時中には、こういった地方分権という考えはなかったわけですが、戦争が終わりまして、新しい日本をつくっていかうというときに、政府が誤った政治をしたらそれを止められる仕組みが必要ではないかと、そういった敗戦の歴史からの反省から地方自治が生まれまして。地方自治の尊重というのは、過去の歴史の誤りを繰り返さないためにも、非常に重要であると考えております。

さて、今年は米不足で、一時期お店の棚から米が消えてしまったと、そういった時期もありました。現在、かなり改善されて大分お米も商品の棚に戻ってきたようではありますが、値段がかなり上がっております。あるお店では、3月の時点で夢つくしが5キロ、約1,800円だったのに、今は約3,300円となっております。多くの店では数量制限がかけられております。これは、政府がこれまで行ってきた減反政策が原因となっていることは明らかであります。国が減反政策を進めてきたから、もう地方はそれに従うしかないんだと、仮に米が足りなくなったり値段が上がっても、それは国が進めてきたことだから仕方がないんだと、こういったことでもいいのかと、私は思うわけです。

大阪の吉村知事は、9月2日の会見の中で、備蓄米の放出を要請しましたが、このように、地方から政府に対してものを言うということ、国と地方は対等の立場でものを言い合うというのが、地方自治における健全な在り方ではないかと、私は思います。

今、改正地方自治法によって地方自治、地方分権が根幹から揺るがされようとしております。政府が誤った政策をとれば、日本全体、地方も全て巻き込まれるわけです。政府が明らかにおかしいことをしていたらおかしいと言わなくてはなりません。そのことをまず強調したいというふう思います。

前段が長くなりましたけど、今回の一般質問、マイナ保険証の質問に入ります。マイナンバー関連の質問は過去にも何度かしておりますけれども、私は、いまだにこれに納得しておりません。様々な問題点が指摘されておりますマイナンバーカードですが、例えば、どういう点が問題なのか、医療の現場の話ですけれども、医療の現場では、電子カルテシステムなどの改修が求められて、システムの導入費用として大体の目安では27.8万円から70.2万円、大体これぐらいかかるそうですが、これが補助金の限度額の範囲内に収まるわけではないと、こういったコストが医療機関にとって負担になっている。

また、カードリーダーで読み込んだ場合、住所や氏名が正しく表記されないトラブルというのがいまだに残っております。これは何かといいますと、文字コードというのがあって、そこに登録されていない漢字は読み込むことはできずに黒い丸として表記されるという問題です。

こういうのは、外字、外国の外に文字で外字というそうですが、住民登録のデータベースと医療保険のデータベースでは文字コードが異なるために連携ができずにこういう現象が起きてしまうということです。そこからレセプト処理をするときや領収書を発行するときに表示されない文字を手作業で修正しなくてはならないということで、この問題については、現在、鋭意改善中のことで、以前に比べれば改善されたと言われておりますけれども、まだこの問題が解決できずに残っております。

そういったトラブルがありながらも、12月2日で現行の国民健康保険証は新規発行がされなくなり、手元にある保険証は令和7年7月31日までで使用できなくなるということですね。

この件については、以前にも委員会などで何度か説明を受けてまいりましたが、その内容については、ネットで公開されるわけでもないので限られた範囲でしか共有されません。私は、この件については、もっと広く知られるべきであると思っております。

また、マイナンバーカードを巡る動きについては、時間とともに変化が大きいため、常に今どうなっているかということを確認していかないと、新しい動きについていくのが、正直いって難しいという面もあります。そういったわけで、確認の意味も込めまして、過去に受けた説明と同じ内容の質問もこれから出します。

12月2日以降は、国保に加入している人はマイナンバーカードに登録されたマイナ保険証と、あるいはマイナ保険証を持っていない人については、資格確認証を使用するというふうに説明を受けております。この点に関して、今ちょっとかなり短縮した形で述べましたので、省略した点

もあります。何か補足するような点などありましたら、まずそこについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

失礼いたします。国民健康保険のマイナ保険証についての御質問ですので、住民課のほうから回答させていただきます。

まず、改正マイナンバー法の施行について簡単に説明させていただきます。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が閣議決定され公布されました。これにより、現行の保険証の発行は令和6年12月1日までとなり、12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなりました。なお、マイナ保険証の利用については、今年の保険証の一斉更新の際に被保険者の方全員にお知らせを同封し、周知を行っているところでございます。

御質問の資格確認の方法についてですが、12月1日までは法令上では2とおりありまして、1つ目がマイナ保険証、2つ目が被保険者証のいずれかの方法で資格確認を行うとされております。

それから、12月2日以降の確認方法につきましては3とおりありまして、1つ目がマイナ保険証、2つ目が有効期限内の被保険者証、3つ目が資格確認証のいずれかの方法で資格確認を行うとされておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今、詳細に説明をしていただきました。まとめていきますと、例えマイナ保険証を持っていなくても、送られてきた資格確認証を窓口に出せば、これまでどおり今までと変わらず医療は受けられるということでお間違いないですね。ちょっと確認のため答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

マイナ保険証を持たない方については、資格確認証を発行しますので、それで医療機関の受診はできるものです。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

確認が取れました。この点については、何回でも繰り返し周知されるべきだと考えております。この件については、まだテレビとかでも報道されたり、ネットでもニュースになってはいますけれども、見ていない人っていうのはおりますので、可能な限りあらゆる機会に、もう繰り返しこれは知らせていくべきだなというふうに思っております。

これまでは、紙の保険証が1枚あれば医療が受けることができたわけですが、そこに今、マイナ保険証が加わっているわけですね。そういった場合、訪問医療の場合は、患者の自宅にカードリーダーがないとマイナ保険証が使えないのかと、その場合どうするかと、そういったときは、もう資格情報のお知らせというもので対応するというふうに聞いておりますが、今ちょっと述べられたとおり、資格被保険者確認証を確認する手順というのが増えて、従来に比べて新しいパターンが加わっているんですね。マイナ保険証とプラスして資格情報のお知らせであるとか、マイナカードにプラスしてマイナポータルの写しと、これカードリーダーが読み込めないときはこういうパターンを使うということですが、今、9月の現在の状況はそういうことですが、では、これ以降、12月2日以降、資格確認証が発行された後はどういった確認する手順がどういうふうに増えていくのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

12月2日以降なんですけど、基本的にはマイナ保険証か資格確認証いずれかで確認することとされておりますので、カードリーダーが使えないとか、そういった場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせとか、そういうこともあります、それはちょっと通常の場合と違いますので、通常はどちらか、マイナ保険証か資格確認証どちらかで確認するとされています。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

様々な状況が想定されているので、カードリーダーが使えないというのは、かなりレアなケースになるんじゃないかなと思いますので、通常はマイナ保険証か資格確認証どちらかがあれば大体の状況に対応できるという理解をしておりますが、ちょっといろんな情報が出ておまして、これは、鈴木総務大臣が令和5年11月10日に記者会見の中で語っているんですけども、暗証番号の設定不要として、本人確認方法を機器による顔認証、または目視による顔認証に限定した顔認証マイナンバーカードの導入につきましては、現在、鋭意準備中ですよ。具体的にはシステ

ム整備や自治体の準備状況などを踏まえつつ、開始日を決定して皆様にお知らせしたいと考えております。こういうことを言っているわけですね。

また、スマートフォンに搭載できるマイナンバーカードの機能を拡大して、スマホで全ての機能を担えるようにするスマホマイナンバーカードというものが2025年の実施に向け準備中であるというふうに聞いております。

また、新マイナンバーカードとあって、2026年度更新から予定されておるセキュリティー強化のため暗号方式を変えデザインも変わると、これデジタル庁が3月18日にイメージを発表しているんですけど、こういった新しい形のマイナンバーカードというのは、いろいろ情報として出てきているんで、方法としてはいろいろ情報が出ていますけれども、国から何かこういった新しい形態のマイナンバーカードについて、何らかの形で通達あるいは情報というものは受けているでしょうか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

マイナンバーカードのスマホ搭載については、2023年5月からマイナンバーカードの電子証明書機能がアンドロイドスマホに搭載されておりますけれども、現在、スマホを健康保険証として利用することはできません。また、そういった情報もこちらには何も来ていない状況です。

あと、顔認証の新しいマイナンバーカードについても、そういった情報もこちらには来ていない状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

当町では、そういう段階だということですね。分かりました。そういったことは、先々、恐らくまた何か通達か何かあるかと思えますけれども、このようにマイナンバーカードを巡るシステムというのは、どんどん複雑化しているんですよ。それに伴って、私は関連の予算や業務が増えていくんじゃないかなというふうに懸念をしております。この点については、まだちょっと早いので、次の質問に移りたいと思えますけれども。

転入者が国保の加入手続に来たときに、マイナンバーカードを持っている人に対しては、ひもづけしているかどうか、これ確認すると思うんですが、これ本人がひもづけしたかどうか覚えていないというふうに答えた場合には、こういった対応をされるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

1 2月2日以降の転入時などはマイナ保険証の利用確認を行います。本人が利用登録をしたか不明な場合は窓口での確認もできませんので、その場合の対応としましては、資格確認証を交付することになると想定されております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

どれぐらいの確率で覚えていない方がおられるかという、ちょっと問題あるかもしれませんが、大抵覚えていると思うんですね。ただ、中にはそういう人もおられるかもしれない。そういうときには資格確認証で対応してもらえるとということですね。確認できたんで、その点は安心しました。

では、災害時にマイナ保険証を持っていない状態で大けがをした場合、あるいは、大規模な災害で、停電などでカードリーダーが使いなくなってしまった場合、こういった場合は、医療は受けられるのかどうなのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

災害時の対応についてですが、従来より大規模災害等の際には保険証等がなくても医療機関を受診できる取扱いがございます。保険証を紛失、あるいは自宅に残したまま避難した場合、医療機関の窓口において氏名、生年月日、連絡先、加入している医療保険者や勤務先の事業者名等を申し出ていただくことにより、保険診療が受けられるようになっております。

また停電、通信環境の遮断など、何らかの事情でその場で資格確認が行えない場合は、マイナポータル資格情報画面や過去の受診歴等の確認、あるいは被保険者資格申立書の提出等で必要な保険診療を受け入れられるようになっております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

例えマイナ保険証を持っていなくて災害に遭った場合でも、窓口で氏名や生年月日やその他加入している保険であるとか、そういった必要な個人情報をお口頭で申し出れば医療が受けられる体制はできているんだということね。これは重要な点だと思います。

災害時でも非常時でも医療が受けられるんだと、そういう体制になっているんだということが確認できたという点では、安心なんですけども、そうなってくるとマイナ保険証の必要性という

のは何だろうかというのがちょっと疑問にはなってくるところです。

以前、災害時にはマイナカードを持って避難をというふうに言われていましたけど、そんなことはしなくても医療はちゃんと受けられるということで、今ちょっと答弁で確認をしましたんで、災害時には、まず自分の命を最優先に守ること、優先事項として、緊急時には自分の身一つでも、あとは医療はちゃんと受けられるから、まずは災害時には自分の命を大事にするということが大事だということが確認できたのではないかなというふうに思います。

それでは、次の質問なんですけど、滞納者に対しては、被保険者資格証、これまで発行されていた短期証とか、そういった資格証明書の交付がされなくなると聞いておりますけれども、そういった場合、滞納者が医療を医療機関で受診しようとした場合は、どういった対応になるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

滞納者の受診につきましては、滞納があるという理由で医療機関を受診できないということはありません。滞納の有無に関わらず、医療機関の受診については同じ取扱いとなりますので、マイナ保険証または資格確認証で受診いただくこととなります。

ただし、滞納者の滞納については、今までの資格証明書の制度に代わって償還払いである特別療養費の支給に変更する旨の事前通知をするという仕組みになります。

この特別療養費についての詳細な情報は来ておりませんが、内容としましては、特別な事情がなく一定期間滞納が継続している場合には、医療機関受診時に負担割合に応じてではなく、医療費の全額10割分を支払い、負担割合との差額分を償還払いする際に、滞納税に充当を行うといった、こういった制度になっております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

その保険料というのは払うというのが大前提ですから、滞納というのはよろしくないんですけど、滞納、やむを得ない事情で、どうしても経済的な理由で滞納せざるを得ない人というのは、それは当然おられるでしょうから、滞納を理由にして医療が受けられなくなることはないというふうに、今答弁聞きましたんで、その点は非常に安心したんですけども、滞納収納に対して、当局は非常に努力しているということは存じておりますけれども、保険証の廃止に伴って滞納に対して今よりも厳しい対応がされるのではないのかなと、こういう懸念をしておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

保険税の収納については、企画財政課のほうで担当しておりますけど、保険証がなくなるから
とって、これまでより厳しい対応になることはないと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

これまで滞納に対しては、個々の家庭の条件も十分鑑みた上で、柔軟に対応してもらっている
というふうに聞いておりますので、ぜひ今後もそういった方針で対応してもらえたらなというふ
うに思います。

それでは、一度、マイナ保険証の利用登録をした場合、もう変更はできないのかと。一度、マ
イナ保険証を作ったけれども、何かいろんな理由があって、不安があるとかそういった問題で、
マイナ保険証を登録解除したいと、資格証明書の方を選択したい場合、そういった人がもしい
た場合、マイナ保険証の登録解除というのは可能なのか。また、その手続についてはどうなっ
ているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

マイナ保険証の利用登録を解除することは可能です。登録解除につきましては、令和6年
10月ごろから申請受付が始まる予定です。申請の方法としましては、窓口または郵送で申請
いただくことになります。

なお、利用登録の解除を申請された方には、引き続き必要な保険診療が受けられるように、本
人の申請によらず資格確認証が交付されることとなっております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

あくまでそのマイナ保険証を取得するかどうかというのは、本人の任意であるということで、
登録したけども、登録解除するのも本人の任意であるべきであると考えておりますので、登録解
除できるということよね。そういった自由は当然保障されるべきだと思います。登録解除でき
るという情報が、まだちょっと十分な、10月からですね、浸透していないと思いますので、こ
ういった情報も積極的に知らせていくべきではないか、私は考えております。

また資格確認証について、有効期限は1年ということで説明を受けておりますけども、その期限が過ぎた後は、被保険者のほうから申請しなくてはならないのでしょうか、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

資格確認証の有効期限につきましては、5年以内で保険者ごとに設定するようになっておりますけど、宇美町では1年とする予定です。これまでの被保険者証と同様、毎年7月までの有効期限とし7月中旬に新しい資格確認証を申請によらず郵送する予定としております。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今、答弁を受けましたら、表面上はいろいろ変更はあるようですけれども、本質的には、これまでどおりの運営がなされるというふうに理解しております。ただ、これまでも様々な変更が加えられてきたマイナンバーカードシステムですので、もしかしたら今後、何か変化があるかもしれない。しかし、当面はそういうことだなど、こういうことで認識している、確認できました。

そうはいつても、マイナンバーカードが今後、医療DXの中心になる、この点についてはゆるぎないことだと思います。そこに様々な情報が、今後、ひもづけされていくだろうと、免許証もマイナンバーカードと一体化させるという話を聞いておりますので、ゆくゆくはそこに一生分の個人情報というのが、恐らく累積していくことになるんでしょうが、それは使い方によっては、病気の予防ですとか、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立てることができるとも思われます。

しかし、一方で、企業から見れば非常に価値があるデータで、ビジネスチャンスを生み出すことになるかもしれませんね。それらが、それらのデータの蓄積が共有されることで、どうなっていくのかというのは、今後、注意深く見ていく必要があると思います。

また、2013年4月11日の衆議院連合審査会の中で、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員がマイナンバーに関する質問の中で、社会保障費の大幅削減のツールということかというふうに質問をしたところ、当時の甘利経済再生担当相は、最初から社会保障を縮減するために導入しようというものではないと思うと述べました。この最初からという表現に含みを感じられて、そんなことはないかと否定していないんですね。これ将来的にもそういったことも視野に入れているんじゃないかなというふうにも読み取れるわけですね。

膨大な個人データの今後の活用と社会保障の削減のツールに使われるかもしれないと、この2つの懸念があるということについては、指摘しなければなりません。

また最近の話ですと、林芳正官房長官が9月7日に都内の病院を視察した際に、記者団とのや

り取りの中で、健康保険証の廃止期限を見直すのかという問いに対して、そういうことも含めて検討したいというふうに語りました。ところが、そのすぐ後、11日には、期限ということを明示したつもりはないと発言を修正されました。

同じく、自民党の石破茂元幹事長も8日、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する時期を見直す可能性をにおわせるような発言をしております。こういった発言がどこまで影響があるのかということは、大いに慎重に見ていく必要があるかと思いますが、こういった時期にこういった内容の発言が出るというのは、どういう意味なのかと。

少なくとも現行の国民健康保険証を廃止することに対するトラブルや不安、反発が政府筋の関係者にとっても無視できない、認めざるを得ないほど大きいことと言えるのではないのでしょうか。

最後にまとめますと、12月2日から現行保険証は発行されない、新規には出されなくなる、しかし、マイナ保険証がなくても資格確認証が送られてくるから、それを使えばこれまでどおりの医療が受けられるんだと、町民の皆さんにはこのことを広くお知らせしたい。

マイナンバーを作るか、マイナンバーカードを作るか作らないかと、それはあくまでも本人の任意によるものだということを、この場で訴えたいと思います。

マイナ保険証をめぐるトラブルを解決する一番の方法は、現行の紙の保険証を存続させること、これが一番の解決方法なんだと、このことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

9番、鳴海議員の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼、お疲れさまでした。

14時06分散会
